

答申第 844 号
諮問第 1519 号

件名：「自然」の定義が記載されている文書の不開示（不存在）決定に関する
件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 6 月 10 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 23 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、次のとおりである。
開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件不開示決定に係る開示請求書には、「防災局各課に対する開示請求」と記載されていたことから、愛知県防災局（以下「防災局」という。）の各課において決定を行っている。このうち本件不開示決定は、防災局防災危機管理課（以下「防災危機管理課」という。）が行ったものである。

よって、本件請求対象文書は、防災危機管理課が管理する文書のうち、防災危機管理課で使用している「自然」の定義が記載されている文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

防災危機管理課がつかさどる事務は、愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号）第 6 条の 2 第 2 項において、「防災局全般に関連する

政策の調整並びに防災局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関すること。」「防災局の行政運営の管理に関すること。」「防災局に属する職員
の人事に関すること。」「防災局に属する予算経理に関すること（他の課
の事務分掌事項を除く。）。」「防災局所管事項の広報及び広聴に関するこ
と。」「防災対策の総合的な企画調整及び推進に関すること。」「国土強靱
化に関する施策の総合的な企画調整及び推進に関すること。」「危機管理
の総合的な調整に関すること。」「武力攻撃事態等（緊急処理事態を含む。
以下同じ。）における国民の保護等のための措置に関する総合的な企画調
整及び推進に関すること。」「市町村の実施する武力攻撃事態等における
国民の保護等のための措置に関する助言、連絡調整等に関すること。」「
武力攻撃事態等における自衛隊への派遣要請に関すること。」「防災思
想の普及啓発に関すること。」及び「防災局の他の課の主管に属しないこ
と。」とされている。

防災危機管理課では、前記の事務を行うに当たり、防災危機管理課が使
用する「自然」の定義は定めていない。

なお、仮に、「自然」という言葉の意味を確認する必要があるれば、その
都度市販の国語辞典を参照するなどすれば足りることから、防災危機管理
課が使用する「自然」の定義を定めておかなければ事務に支障が生じると
いうことはない。

念のため、防災危機管理課において、本件請求対象文書を探索したが、
存在しなかった。

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不開示
(不存在) 決定をしたものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する
権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が
行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることの
ないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象
文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容を総合すると、
本件請求対象文書は、防災危機管理課が管理する文書のうち、防災危機管
理課で使用している「自然」の定義が記載されている文書であると解され
る。

(3) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、防災危機管理課では、その所掌する事務を行う上で、防災危機管理課が使用する「自然」の定義は定めていないとのことである。

当審査会において、愛知県行政組織規則を見分したところ、防災危機管理課が所掌する事務は実施機関が前記 3(2)で説明するとおりであり、特に「自然」の定義を定めておく必要がある事務とは考えられないことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

防災局各課に対する開示請求のうち、防災危機管理課分
防災局各課で使用している「自然」の定義が記載されている文書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29. 3. 22	諮問
同 日	実施機関から弁明書の写しを受理
29. 8. 22 (第 528 回 審査会)	審議
29. 10. 6	答申